

## ～介護支援専門員の登録のみしている方、介護支援専門員証が失効している方へ～ 住所又は氏名を変更する手続き(登録事項変更届出)について

山形県介護支援専門員資格登録簿に登録されている氏名や住所を変更した場合、遅滞なく登録事項の変更届出を行わなければなりません。

### 1 本書における登録事項変更届出の対象者

住所か氏名のどちらかを変更した、または両方とも変更した方のうち、次の①か②のいずれか1つに該当する方

① 山形県介護支援専門員資格登録簿に登録のみ行っている（介護支援専門員証を今まで一度も取得したことがない）方

② 介護支援専門員証の有効期間が満了（失効）している方

※ **有効期間がまだ満了していない（有効な）介護支援専門員証をお持ちの方は、本書ではなく、「～有効な介護支援専門員証をお持ちの方へ～住所又は氏名を変更する手続き（登録事項変更届出・書換え交付申請）について」によりお手続きください。**

### 2 本書における登録事項変更届出の届出期間

住所や氏名の変更後、遅滞なくお手続きください。

### 3 本書における登録事項変更届出の必要提出書類

☑	項番	必要書類	備考
<input type="checkbox"/>	ア)	様式第3号「介護支援専門員登録事項変更届出書 兼 介護支援専門員証書換え交付申請書」	県証紙は不要
<input type="checkbox"/>	イ)	<input type="checkbox"/> ①氏名変更の場合 戸籍抄本または戸籍謄本（6ヶ月以内のもの、コピー不可） <input type="checkbox"/> ②住所変更の場合： 住民票の写し（6ヶ月以内のもの、コピー不可）	氏名も住所も変わった場合は、①と②の両方を提出

### 4 本書における登録事項変更届出の提出方法

手順1：提出様式の準備及び必要事項の記入

<a href="#">様式第3号 (PDF)</a> <a href="#">様式第3号 (ワード)</a>
要

※ 自宅や勤務先、コンビニエンスストア等で印刷ができない場合は、郵送・FAXで送付することも可能です。請求する様式名とご連絡先を明記の上、下記提出先まで送付ください（郵送を希望の場合は返信用封筒及び切手を同封すること）。

手順2：介護支援専門員証登録事項変更届出 在中」と記入のうえ下記提出先へ郵送。

#### 【提出先】

〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号  
 山形県 健康福祉部 高齢者支援課 介護指導担当  
 TEL：023-630-3124／FAX：023-630-3321

## 5 登録事項変更の通知

山形県で登録事項変更届出を受け付けたら、山形県介護支援専門員資格登録簿に登録されている氏名や住所を届出内容のとおり修正します。なお、登録事項変更届出の提出をしたら、手続きは終了です。その後、登録事項を修正したことについて山形県からの通知はありませんのでご了承ください（行政手続法と介護保険法で、登録事項変更届出は、都道府県知事が通知を行う必要のない行為として定められているため）。

## 6 留意事項

- ・ 本書における手続きでは、登録事項（氏名や住所）の変更をするだけで、介護支援専門員証の取得はできません。介護支援専門員として勤務する方は、介護支援専門員証を必ず取得してください。 介護支援専門員証を取得せず、介護支援専門員として勤務すると、介護保険法の規定により、登録消除の対象となります。
- ・ 介護支援専門員の登録のみ行って登録日から5年を経過していない方が、介護支援専門員証を取得する場合は、「[～介護支援専門員の登録後5年以内の方へ～介護支援専門員証を取得する手続き（新規交付申請）について](#)」をご参照ください。
- ・ 介護支援専門員の登録のみ行って登録日から5年を経過している方、または介護支援専門員証が失効している方が、介護支援専門員証を取得するには、まず介護支援専門員再研修を受講し、それから新規交付申請をしてください。再研修の詳細については、山形県ホームページ内「[介護支援専門員更新研修（実務未経験者対象）・再研修について](#)」をご参照ください。
- ・ 介護支援専門員証の有効期間が満了（失効）しても、介護支援専門員として勤務しなければ、登録が消除されることはありません。

